

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年二月十七日

港区長 武井雅昭

記

平成二十七年六月二十六日議決を得た工事請負契約（（仮称）桜田公園自転車駐車場整備工事）の契約金額「四億三千四百十六万円」を「四億三千六百九十二万八千四十円」に変更する。